

## 会議録

会議の名称	平成 30 年度第 6 回本庄市地域福祉計画審議会
開催日時	31 年 3 月 13 日(水) 午後 1 時 30 分から 午後 3 時 30 分まで
開催場所	本庄市児玉文化会館セルディ
出席者	広瀬伸一委員、金井敏委員、岡芹正美委員、茂木秀夫委員、 種村朋文委員、須藤成光委員、森みどり委員、堀口芳嗣委員、 井上悦子委員、飯塚二三子委員、高橋祐介委員、神岡豊子委員、 栗原隆委員、野本壽永委員、宮里充子委員、高橋勉委員
欠席者	鈴木豊彦委員、卜部由美子委員、藺部光一委員、齋藤康雄委員
事務局職員	本庄市： 福祉部地域福祉課：塩原秀一課長、井田有為主事 (福) 本庄市社会福祉協議会： 駒沢三郎事務局長、茂木亮一次長 地域福祉係：関根達也係長、深井結香主任  NPO 法人日本地域福祉研究所： 小野敏明副理事長、秋山由美子主任研究員
議題 (次第)	別紙次第の通り
配付資料	別紙
その他特記事項	
主管課	地域福祉課

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項
事務局（塩原）	<p>それでは改めまして、皆さまこんにちは。これより平成 30 年度、第 6 回本庄市地域福祉計画審議会を開催させていただきます。皆さまには、公私共にお忙しいところおいでいただきまして、ありがとうございます。今回でいよいよ最後になるのかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。それではまず初めに、本日の配布資料の確認をさせていただきます。</p>
事務局（井田）	<p>皆さま、改めましてこんにちは。本庄市地域福祉課の井田です。本日配布させていただきました資料につきましては、当日配布資料と左上の方に記載をさせていただいているものを、皆さまのお手元の方にご用意させていただいております。資料番号といたしましては、当日配布資料の①、①の 2、②、それから③がございまして、併せて当日配布の参考資料として 2 種類、資料をご用意しております。</p> <p>当日配布資料の①及び①の 2 につきましては、審議会委員の皆さまから事前に提出いただいたご意見等に関わる資料でございます。また、当日配布資料の②に関しましては、皆さまの方に事前に配布をさせていただきました計画書素案の修正箇所について、委員の方からご意見をいただいた部分について修正させていただいたものを資料として配布をさせていただいております。また、当日配布資料の③につきましては、事前配布で答申書の案の方を草稿させていただいたのですが、委員の方から事前に「こういうふうな形で書いてみたらいいのではないか？」という様なご意見もいただいた所でございますので、そちらを盛り込んだ案を配布させていただきました。こちらについては、議事の 3 の 2 でご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>また、当日配布参考資料①ということで、左上をホチキス止めされている物につきましては、前回第 5 回審議会の議事録でございます。また併せて、当日配布参考資料の②ということで、社会福祉協議会が昨年実施いたしましたワーキンググループの会議録も添付をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。資料の説明については以上とさせていただきます。</p>
事務局（塩原）	<p>それでは続きまして、本日の会議が成立している事をご報告させていただきます。</p> <p>現時点で 16 名のご参加をいただきました。これは、本庄市地域福祉計画審議会条例第 6 条第 3 項及び本庄市地域福祉活動計画策定委員会設置要項第 6 条第 3 項により会議が成立をしております。</p> <p>それではお手元の次第に基づきまして、進めさせていただきます。まず初めに広瀬会長よりご挨拶をよろしく願いいたします。</p>
広瀬会長	<p>改めまして、皆さまこんにちは。今日は 30 年度の第 6 回審議会ということで、お集まりいただきましてありがとうございます。平成 29 年 7 月に市長より諮問</p>

	<p>がありまして、皆さんには1年半以上に渡って、長い間この審議会の件にお集まりいただきまして、福祉計画についてご審議いただきました。ようやく、この度パブリックコメントも終わりました。いくつか委員さんの中から、また市民の中から意見等は出ているものの、現在まで皆さんから多くのご提案をいただいて、いいものがあったなというふうに思っております。また、私自身、これまで皆さんのいろんな意見が出る中で、事前にいただいた意見とか、また審議会において出された意見の内容とか、必ず帰ってから会長として自宅でも一通り目を通すようにしておりました。今回も委員さんの中からも意見があったり、また市民の中からパブコメにおいて意見をいただいたりして、本当にもっともだなという内容が結構ございます。また今回も委員さんの中からも、「本当にこれはやる気があるのか?」、お叱りの意見などもいただいている事も全部把握しております。こういった最終的な詰めを今日はさせていただいて、2023年までの5カ年の計画をしっかりと今日皆さんと最後練って、いいものにして行きたいなというふうに思っております。限られた時間ではありますけれども、どうか今月中に答申できますよう、本日はご協力いただきましてお願いとさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局（塩原）	<p>ありがとうございました。それでは議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては地域福祉審議会条例、それから地域福祉活動計画策定委員会設置要項に基づきまして、広瀬会長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、私の方から進めさせていただきたいと思っております。市条例及び社会福祉協議会要項の規定に基づきまして、議長として進行をさせていただきます。</p> <p>まずは次第に則って進めて行きます。次第3の1、第2期本庄市地域福祉計画へのパブリックコメントの結果について、説明の方をお願いいたします。</p>
事務局（井田）	<p>それでは、パブリックコメントの結果についてご説明の方をさせていただきます。初めに、審議会委員の皆さまから事前に提出いただいたご意見について、ご回答を兼ねて解説をさせていただきたいというふうに思っております。当日配布資料の①と、それから①の2についてご覧いただければと思います。</p> <p>まず当日配布資料①につきまして、今回、審議会委員の4名の方から事前にご意見を提出いただいております。栗原委員、それから鈴木委員、茂木委員、それから神岡委員の方からいただきました。</p> <p>まず栗原委員のご意見について口頭で確認をさせていただくと併せて、市の考え方についてもご説明をさせていただきたいと思っております。①の表面、栗原委員の意見の(1)をご覧いただければと思います。当日資料①「ふくしの杜ほんじょうプラン21素案」、赤字で校正された部分について計画の完成度が高くなったというふうにほめていただきました。ありがとうございます。この中で、元号改定に絡んで13ページ他、いろんなページで新元号について書き直しをさ</p>

せていただきました。今回、赤字で訂正をいろいろな箇所ですべていただきましたが、その中で「新元号 1」や、「新元号 2」と書いてあるものについては、どうということなのか？」ということが質問の趣旨かなというふうに考えております。改めてご説明をさせていただきますけれども、今回計画の策定が 3 月を予定していたものではありませんでしたが、4 月 1 日に新しい元号が公表されることに併せて、事務局としてはこの計画書に掲載される元号は新しいものを使いたいというふうに考えている所でございます。ですので、4 月 1 日に公表されてすぐ、改めて計画書の方の元号の表記を修正させていただくことを予定しております。

こちらで栗原委員の方からいただいた意見の中で、13 ページ、「2020 年新元号 1 と書いてあるのはどうということですか？」ということですが、申し訳ありません、こちらは事務局のミスでございます、2020 年は新元号 2 年でございますので、こちらは「新元号 2」という様な形になっております。計画書の中に平成 32 年、33 年といった様な表記がされている所については全て新元号に改めますので、よろしくお願いいたします。

また併せて、こちらはまた後ほど説明させていただくパブリックコメントに関することではございますけれども、項目 9 で指摘された類の誤記載ということで、「計画書の内容に誤りがあったという部分に関して、改めて精査をください。」という事でご意見をいただいた所でございます。こちらについては、事務局を含めて、市全体で今後校正を進めて行きます。最終的に 4 月 1 日の元号公表後の校正に併せて、最終的に間違いのない様に進めて参りますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、(2) の資料②のパブリックコメントへの意見という所でございますけれども、項目の 25、26 ということで、事前配布資料②の「ふくしの杜ほんじょうプラン 21 案に対する意見と市の考え方」をご覧いただければと思います。最後のページですが、「こちらに対する市の回答が太字になっているのは、何か意味がありますか？」というご意見でございました。こちらについては、単純な誤りでございます。他の所が明朝体で書かれているものが、こちらだけゴシック体になっておりました。こちらについては修正をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続いて、(3) 資料③ということで、今回表紙の案について予め配布をさせていただきました。通知の方に 3 案というふうに書かせていただきましたが、こちらは誤りでして、2 案でございますので、ご了承いただければと思います。表紙の案についてはまた、後ほど説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて (4) の答申書について、栗原委員の方からご意見をいただいた所でございます。答申書については、次の議事でご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事前提出意見についての裏面をご覧くださいと思います。鈴木委員からのご意見でございます。鈴木委員の方から、まだかなり手厳しいご意見をいただいた所でございます。機能集約センターの設置の部分に関して、「検討という言葉を使い続けている。」と、「それについては適切ではないのではないか？」というご意見と、それからパブリックコメントの中にもございましたけれども、庁内相談・政策管理機能とそれから機能集約センターの設置に関して、「3カ年を見るのは長過ぎるのではないか？」というそういったご意見がございました。こちらにつきましては、「検討」ということばをあえて残させていただいた部分でございます。ご意見の通り、「若干積極性に欠ける。」という様なご意見を前回の審議会の中でもいただいている所ではございますけれども、やはり計画書でございますので、ある程度検討しなければいけない部分もございます。ですので、その様な表記を残させていただいた所でございます。また、「3カ年で」ということが長過ぎるのではないかという様なご意見ですが、やはり予算執行の関連もございますし、またパブリックコメントへの市の回答に書かせていただいた通り、技術的な諸問題に対する検討がまだ十分済んでいない状況でございます。そういった問題を全てクリアしてから、やはり調整を進めて行かなければならないということがございますので、なかなかすぐに、拙速に設置をできるものではないのかなというふうに事務局としては考えておる所でございます。ただ、こちらにつきましては、あくまでも計画でございますので、できる限り早く設置ができる様に、当然事務局の方では動いてまいりたいというふうに考えておりますので、3年と計画書の方では見ているけれども、できる限り早く設置をして行くということで、そういうスタンスで進めたいというふうに思いますので、ご理解いただければと考えております。

また続いて、茂木委員からのご意見でございます。130ページ、最後の2行についてということで、こちらは当日配布資料の②の方をちょっとご覧いただければと思います。計画書の修正をしたものでございますけれども、このコラムの下のコラムですね。民生委員・児童委員活動という所の、一番下の行について修正をかけさせていただきました。茂木委員の方から、主任児童委員さんが民生委員・児童委員として認識をされていない現状があるということでご意見をいただいております、「主任児童委員も民生委員・児童委員であるというそのニュアンスを、この文章の中に織り込んでもらえないか？」という事で、今回ご意見をいただいた所でございます。ですので、提案理由として、主任児童委員は民生委員・児童委員である事の説明と、それからちょっといかにも取ってつけた感がある文章であったという所。これは事務局としては反省しなければいけない所でございますが、そういったご指摘をいただきましたので、茂木委員からのご意見を踏まえて、原文を少し残す形で修正案を作らせていただいた所でございます。「民生委員・児童委員のうち主任児童委員は、子どもや子育てに関する支援を専門に地域を限定せず活動しています。」ということで、今

回案の方を作成させていただきました。

続きまして、当日配布資料①の2をご覧ください。両面刷りの資料でございます。こちらにつきましては、神岡委員の方からいただいた資料でございます。神岡委員の方で20年以上支援をしている母子家庭の方で、この方が複合的な課題を抱えている家庭であるということで、コミュニティソーシャルワーカーの設置について、今回参考になる事例ではないかということで、意見というわけではなく、こういった問題が既に本庄市の中で実際に起きているというのが、委員としても実感としてあるという事で、こういった問題に対応できるような体制を目指して欲しいということで、今回は委員の皆さまに参考ということで配布をさせていただいた所でございます。法律や制度内のサービスだけではなく、制度外のサービスも組み合わせないと支援ができない現状がありますよという事を、神岡委員は身をもって体験をしているという事ですので、皆さまに共有したいという事でございます。

事前提出意見については以上とさせていただきます、こちらは既に配布をさせていただいているので、目を通していただいたとは思いますが、このパブリックコメントについて、市のスタンスについて解説をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事前配布資料の②をご覧ください。今回は表の一番左側にナンバーが書かれております。それぞれ意見、全部で26件出て来たものに対しまして、それぞれ市の方から回答をさせていただいたところです。改めて、今回のパブリックコメントについて説明をさせていただきますと、今回、意見の受付人数が8名ということで、今回のこの地域福祉計画については、かなり多くの皆さまがご覧いただいたのかなというふうに考えているところでございます。

それでは、提出された意見とそれに対する市の考え方について、ご説明をさせていただきます。まず、意見のNo.1とNo.2につきましては、これは類似するご意見でございました。「本案、関係者の座右の書、あるいはバイブルとして利用することをPRしてください。」という事と、併せて市民はもちろん、市職員に対しても示唆徹底いただきたいという様な形でご意見をいただいたところでございます。こちらについては、計画期間内に関係者を含め重要性を徹底させて行くという事に併せて、地域福祉懇談会や、そういった機会を設けさせていただきまして、地域の皆さまにも知っていただくという事は計画の中にも記載させていただいておりますので、その様に進めて行きたいというふうに答えているところでございます。

続いて、No.3でございます。地域の福祉課題は市民が単に行政サービスの提供を受けるという事だけではなく、1人1人の地域への願いや思いを実現するためのもので、地域の総力で解決していくものであるということで、まさに地域福祉の重要性についてご意見をいただいたところでございます。これを実行

するにあたって、市社会福祉協議会の体制の強化というのをしっかり行って欲しいという事が、この意見の趣旨かなと考えているところでございます。それに関しては、計画進行管理組織、地域福祉審議会（仮称）ということで入れさせていただいたものを含め、社会福祉協議会の機能強化等の施策化をさせていただいておりますので、そういったものを含めて進めていきたいという事を市の考え方として書かせていただいているところでございます。

ページの方をめぐっていただきまして、次のページをご覧くださいませと思っております。No.4 で、挨拶文に関連するご意見をいただいております。今回、ご挨拶に関しましては、市長とそれから社会福祉協議会の代表の方にご挨拶をいただくことになっております。こちらはご意見としては、今回は副会長である齋藤康雄さん、本日ちょっと欠席になってしまいましたが、からご挨拶をいただくということに関して、「なぜ社協は会長ではないのか？」というご意見でございました。こちらにつきましては、挨拶文について市と社協がそれぞれ独自性を持って掲載をしていきたいと考えておりますので、その場合、市長と会長が同一人物でご挨拶をするというのも不自然なのかなというところもございましたので、今回組織の代表ということでは、市は市長、社協は副会長が代表して挨拶をしていただくという形式で行うものでございます。

続きまして、No.5、No.6、No.7 につきましては、計画の第 1 章に関するご意見でございます。まず、「地域福祉とは」というところについて、文章が問い掛けになっている表現がある部分について、本文内では疑問符を使っていないという事に関して、「疑問符を使った方がいいのではないか？」という様なご意見をいただいたところですが、こちらについては、「読者の関心を誘発するという目的といたしましては、表題の部分で疑問符を使っておりますので、本文内では掲載をしていない。」ということで回答をさせていただいたところでございます。

また、次のNo.6 でございますけれども、「地域福祉の中には災害も含まれるのではないか？」というご意見も併せていただいたところでございます。こちらについては、ご指摘の通り地域福祉については災害も含んでいるということで、あればこそ災害時の相談支援体制の構築ということで施策を組ませていただいているところでございます。

また、地域福祉がどこで展開されるのかという項目がございますが、その中に「簡易地図イメージ」ということで、四角で本庄市を表示させていただいたものがございますが、その中に「県広域について線が引かれていない。」という様なご意見がございました。そちらについては、広域については対象範囲がかなり広がってしまいます。埼玉県であったり、児玉郡市であったり、様々ございますので、あえて付けなかったという形でございます。そちらについては、ライン表記していないのですが、皆さまの方に事前回答をさせていただいた計画書の方には、※印でその旨を記載させていただきました。

続きまして、第 2 章、日常生活圏域ごとの状況ということで、第 2 章に関す

る意見がNo.8 からNo.10 まででございます。まずNo.8 でございますが、日常生活圏域ごとの状況というところに各中学校圏域を地図で示させていただいた箇所がございましたが、「ここに避難場所を掲載してはどうでしょうか？」という様なご意見をいただいたところでございます。「災害時の安全の確保も地域福祉に含まれるのであれば、そういった表記も必要ではないか？」というふうにいただいたところではございますが、避難場所を本市には 77 カ所ございます。地図の中にもう既に医療福祉の関係機関について落とし込みをさせていただいた中で、避難場所についても掲載をするとかなり地図が見づらくなってしまうということがございますので、ここはあえて掲載を省略させていただきたいというふうに考えているところでございます。

またご意見の中に、「資料編の中に避難場所について落とし込みをしてはどうか？」という様なご意見もいただいたところでございますが、既にハザードマップ等で市民の皆さまにも周知をさせていただいていますので、資料編の方にも記載は省略をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

次のご意見が、「西地域の統計情報の数字の関連が分かりませんでした。誤りではないか？」というふうにご意見をいただいたところでございます。こちらについては、事務局の方の勝手際でございますが、西小学校区の統計情報が東小学校区の統計情報になってしまっておりました。ですので、こちらは全面差し替えをさせていただきます。お詫びを申し上げますとともに、計画書を発行の際にはこの様な誤りがない様に注意させていただきたいと考えているところでございます。

続きまして、次のページ、No.10 でございます。前期計画の点検評価についてご意見をいただいた所でございます。計画書のページとしては、44 ページから 45 ページでございますが、第 1 期計画の評価について、市独自の分析としてインフォーマル、制度に載らない資源をなかなか活用できていない現状が明らかになったところでございます。質問の趣旨といたしましては、「一体どちら側に責任があるのか？」と言いますか、「市が活用していないのか、それともインフォーマルな資源の側がなかなか活用できない様な状況にあるのか、どちらなのか？」というご意見でございました。そちらに関しては、この分析評価につきましては、あくまでも市を対象に行ったものでございます。ですので、市側の意識がなかなか足りていないという現状が明らかになった調査でございましたので、その旨掲載をさせていただいております。そういった事に対応するために、機能集約センターの設置と、また地域福祉ネットワーク会議というものを新たに、今回計画の中に施策として落とし込んでいるところでございます。

続きまして、パブリックコメントのNo.11、No.12、包括的な相談支援体制の構築に関するご意見がございました。こちらについて、鈴木委員からのご意見に類似するご意見でございました。



まず1つ目、No.11につきまして、先ほども鈴木委員から意見があった通り、「既に様々な分析が詳細に行われているので、調査検討期間は十分ではないか？」ということで、「予定スケジュールは繰り上げられませんか？」というのが、今回ご意見をいただいたところでございます。ただ、先ほども申し上げた通り、技術的な問題や、まだまだ検討しなければいけない事が大量にあるというふうに事務局としては考えております。また、庁内の調整等もさらに進めていかねばならないというふうに考えておりますので、今回3カ年で作らせていただくという所は、維持させていただきたいと考えているところでございます。

続いて、パブリックコメントNo.12、75 ページで書かせていただきましたが、「新たな機能の設置に関わるプロジェクトチームであったり、相談支援マニュアルの作成であったりといった様式の中に、若年性認知症の方や高次脳機能障害の方についても、併せて対象としていただくようにご検討いただけないか？」というご意見でございました。これに類似する意見がまた後ろの方にも出てくるのですが、基本的に今回地域福祉計画を策定する上で、個人の自立を阻害する要因にどのようなものがあるのかというところで分析をした中には、若年性認知症につきましても、高次脳機能障害につきましても、併せて考えているところでございます。そのため、「これについては既に対象となっている。」ということで回答をさせていただきたいというふうに考えているところです。

続きまして、ご意見のNo.13、福祉窓口の多チャンネル化に関するご意見でございました。個人情報提供の問題で、なかなか個人情報の問題があって情報共有ができないのではないかとということで、「全ての情報提供はダメではなくて、法の趣旨を見極めた情報提供マニュアルを作成して実施すべきではないか？」というそういったご意見でございました。こちらはご指摘通り、個人情報保護法につきましても、個人情報保護条例にしましても、法の趣旨としては情報提供をしてはいけないというものではなくて、個人情報を適切に取り扱うためのものがございます。それ故に、そういった部分について十分認識をしているつもりではございます。ですので、今回の計画の施策の中にも個人情報の取り扱いに関する指針を作成しているという方向性を示させていただいたところでございます。そういったことも併せて、回答の方には掲載させていただいているところです。

次のページをご覧ください。No.14、No.15 が権利擁護の推進に関するご意見でございました。市側の重点的な取り組み、まずNo.14については、市側の重点的な取り組みの中に成年後見制度利用促進のための拠点の設置と支援という箇所について、「成年後見制度の利用の促進に関する法律の中にある市町村の講ずる措置についてしっかり触れるべきではないか？」ということでご意見をいただいたところでございます。こちらの市町村の講ずる措置というのは、市町村計画の策定に関する努力義務であったり、中核的拠点の設置、それから合議制の審議会等の機関を設置していくことだったりがございます。そちらについて、

市と事務局としてはそれを盛り込んで考えていたところでございますので、こちらについては明記をさせていただきたいというふうに考えております。こちらは修正をさせていただきます、「施策の内容について、成年後見制度を推進するための中核的拠点を設置し、制度の適切な利用を促進するための計画の策定を図ります。」ということで、計画の策定を通じてネットワーク形成や様々な施策、支援の充実を目指していくということを書かせていただきました。

続きまして、No.15 でございます。社会福祉協議会の方の重点的な取り組みにつきまして、「法人成年後見事業の実施に司法分野等と連携、協力をするというふうに書かれているが、司法分野との連携、協力は具体的にどういったものなのか？」ということがこちら意見として出てきていたところでございます。こちらは社会福祉協議会の取り組みの範疇でございますけれども、司法分野というのが、一応弁護士と司法書士等との司法分野を想定しているということで、こちら書かれている通りですが、社協の方では法人成年後見受任等を審査する委員会を設置しておりまして、その中に弁護士会、司法書士会の方からも委員を選出していただいているところでございます。また裁判所の方からも必要な支援、助言、指導を受けながら事業を実施しておりますので、そういった事がこちらとしては回答として書かせていただいているところでございます。

続いて、意見No.16 でございます。関係機関団体等との連携強化というところの、これはコラムの中のものでございます。関連して、当日配布資料②のところに、こちらの修正を踏まえた修正を書かせていただいているところでございます。計画書の第2章の統計情報の中で、自治会の加入率について経年変化を示しておりますが、この中でこの5カ年のうちに90パーセントを超えていた自治会加入率が85パーセントに、若干下がって来ているという実態が現れて来ているというところで、「そうであれば、住民の総意で作られているというのはいい過ぎではないか？」ということが今回のご意見の趣旨であったのかなというふうに考えております。これについて、次のページでございますけれども、代替案としてご意見をいただいたところでございます。

市の方としては、確かにそういったことがございますので、そういった誤解が生まれにくい様な表現に、ご意見を参考にしながら修正をさせていただきました。「自治会は町内等の同一地域に住む人たちが、安全で安心して暮らせる住みよいまちづくりを目指して、協力して地域の問題解決に取り組んでいる自主的に組織された団体であり、地域福祉の発展に欠かせない地域団体の1つです。地域に住む人たちが、自分たちのために有益な自治会活動が展開されることが期待されています。市内には85の自治会が組織されており、地域特有の課題の解決や住民相互の親睦の他、環境美化や防災・防犯・交通安全に関わる活動、また祭り等の文化的活動など、まちづくりに寄与する様々な活動を市社協と協働しながら行っています。」ということで、地域福祉に絡めてこう説明をさせていただくというように修正をかけさせていただきました。

続きまして、意見のNo.17でございます。こちら、先ほどの若年性認知症と高次脳機能障害に関するものでございますが、「多職種連携事例集の作成と書いているところに、若年性認知症や高次脳機能障害についても、併せて対象として欲しい。」ということでご意見をいただいたところでございますが、こちらは先ほどと同様、「対象として、これも若年性認知症や高次脳機能障害についても対象とさせていただきたい。」ということで回答をするところとなっております。

続いて、No.18でございます。専門職・支援関係者の育成と支援ということで、現状と課題の中で今回、介護人材の不足について記載をさせていただきました。厚生労働省の支援の中に 2025 年の介護人材の不足についてデータが示されておりまして、全国で 37.7 万人の需給ギャップが生じるということが言われているところでございます。「そちらを現状と課題の方に掲載したにもかかわらず、市の具体的な取り組みとしては、介護人材や、専門職人材に関する言及がないのではないか？」というのが、今回パブリックコメントとしていただいた意見でございます。

この人材不足に関しては、実際本庄市の中では既に言われているところでございます。昨年度実施しましたヒアリング調査の中でも、そういった意見も出ていたところでございますので、こちらは具体的なサービス基盤をどうしていくのかということに関して、詳細な計画化をするのはあくまでも、例えば障害者計画や、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画といった地域福祉計画の個別福祉計画になってくると思うのですが、上位の計画でございますので、そちらに関して何も言及していないというのは問題であるかなと考えますので、取り組みの説明文について若干修正をさせていただきました。文章としては、「市は専門職や支援関係者が円滑かつ適切に支援を行って行くための資質を向上し、次の取り組みを重点的に進めるとともに、高齢者、障害者、児童分野の個別事業計画において、適切なサービス提供基盤の構築を図ります。」ということで、こちらで訂正をさせていただいたところでございます。

続きまして、No.19 から次のページのNo.23 までが、計画推進体制の発展・強化についてのご意見でございました。まずNo.19 の意見でございます。地域福祉審議会の中で、本庄市地域福祉計画の進行管理、点検評価という様な書き方をさせていただきましたが、では地域福祉活動計画については、どこが進行管理をするのかというご意見でございました。こちら事務局としましては、この地域福祉計画をふくしの杜ほんじょうプラン全体として考えておりましたので、こちら事務局の方で表記に誤りがあったかなというふうに考えているところでございます。ですので、ここで言う本庄市福祉計画を本計画というふうに変更させていただきまして、本庄市地域福祉計画も地域活動計画も、この地域福祉審議会の中で進行管理、点検評価等を行っていくという様な形で修正をさせていただきたいと思っております。

続いて、No.20、計画推進体制の発展・強化の中で、社協の活動計画を着実に実行することが前提だということで、「社協の組織づくりを抜本的に作り直して行く必要があるのではないか？」というふうにご意見をいただいたところでございます。これは本当に市としても、社協としても、事務局全体としてこれについて問題意識を持っているところでございます。ご指摘の通り、本計画の中でコミュニティソーシャルワーク機能が十全に本庄市の中で展開されるためには、社会福祉協議会は必要不可欠な存在であるというふうにご考えているところでございます。それであればこそ、今回施策の中に具体的に社会福祉協議会の評価についても盛り込ませていただいたというところがございまして、これを計画進行管理の組織の中でも今後議論を進めていくことになると思っておりますが、市と社協の適切な関係というものも含めて、構築してまいりたいということをご回答とさせていただきたいと考えているところでございます。

続いて、No.21 でございます。これは市の計画推進体制の強化というところでございますが、新たな課題への実態調査の実施という施策を書かせていただきました。この中でヤングケアラーの問題について触れたところでございますけれども、ここにも「若年性認知症や高次脳機能障害についても、調査の対象としてもらえないか？」というのがご意見でございました。

計画としては、今回新たな本庄市の課題としてヤングケアラーが出て来たかなというふうにご認識をしております。ですので、この計画の中でヤングケアラー調査については、具体的に書かせていただいたところではございますが、若年性認知症や、高次脳機能障害についても、併せて重要な課題と認識しておりますので、関係課、こちらについては、例えば高次脳機能障害であると障害福祉課が担当課という様な形になってまいりますので、関係課と調整の上検討して行きたいということで回答としている所です。

また、No.22 でございます。地域福祉財源の確保に関する施策についての部分でございますが、社会福祉協議会の重点的な取り組みの中に「基金を活用していく」というふうにご書いていたところがございます。そこについて、「基金というのはどういったものか？」ということで、ご意見をいただいたところでございます。社会福祉協議会の基金としては、こちらの市の回答の方で書かせていただいた①から⑥までの6つの基金がございます。こちらを適切に活用するということがご回答とさせていただきたいところでございます。

続いて、No.23 でございます。共同募金の推進というふうにご書いたものの中で、「赤い羽根共同募金について、本庄市と連携を深めた方がいいのではないか？」という様な趣旨のご意見をいただいたところでございます。社会福祉協議会の共同募金会の本庄支会事務局という立場もございまして、本庄市の施策の中に、他市の例を見ますと、自治体とこの赤い羽根共同募金の財源というのを、有効に活用している様な事例もあるというふうにご聞いておりますので、それも併せて検討して参りたいということで回答をさせていただきたいと思っております。

これは市の重点的な取り組みの中にも、官民連携の強化という様な形で、「公の財源と民間の財源とを適切に使っている。」という様なことを書かせていただいておりますので、そちらも併せて検討して行きたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、No.24 からNo.26 までその他ということで、特に計画書の具体的な項目についてのご意見ではなかったものなので、その他ということでまとめさせていただいたものでございます。

まずNo.24 は、「今日的な課題として学校でのいじめ、子どもの虐待、DV 等は福祉の問題として捉えられるのか？」ということでご意見をいただいたところでございます。虐待等に関しては、権利擁護の推進という中でも今回取り上げさせていただいておりますし、個別事業計画を見ても障害者虐待、高齢者虐待の対応について、施策の方を展開しているところでございます。ただ、学校でのいじめに関しては、実は本庄市の計画としては、総合振興計画にしか載っていない様な状況ではあります。ただ、地域福祉計画としては、このいじめの問題も併せて福祉的な課題だというふうに考えておりますので、今回いじめに関しては直接的に計画の中には言及していないところではございますが、教育機関との連携等の中で進めていきたいなと考えているところでございます。

続きまして、No.25 でございます。こちらのご意見、「修正する箇所は特にないとは思われますので、賛同いたします。」という様なことをおっしゃっていただいたところではあります。ただ、「障害のある方に対する施策について、ちょっと記載が少ないのではないかな？」ということで、付帯する様なご意見もいただいたところでございます。ただ、地域福祉計画の性質上、対象者を高齢者であったり、障害がある人であったり、児童であったり、特に個別に対応して行く趣旨の計画ではないのかなというふうに考えております。そういったものは各計画として、個別の事業計画が策定をされておりますので、そちらの方に具体的に掲載をしているという事を書いております。

またNo.26 でございますが、計画書を一読いただいて、「友人との会話を思い出しました。」ということで書簡をいただいたところでございます。趣旨といたしましては、「心配した。どうかした？」という様な声を、日々の日常的な交流の中で自然に掛けていただけるようになったという事例が、この意見をいただいた方の身の周りの方であったということですので、サロン活動を通して、そういった活動が広がって行けばいいのではないかなという様なご意見でございました。市の回答といたしましては、サロンの数が今どんどん増えているところで、小地域の交流活動も活発化しているところでございますので、そういったものも踏まえて計画の方を推進していきたいということで、回答をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

パブリックコメントに関する意見と市の考え方については、以上とさせていただきます。

議長	<p>それでは、先ほど説明いただきましたことにつきまして、皆さんより質疑をお願いいたします。第2期本庄市地域福祉計画素案へのパブリックコメント結果について、質問等がありましたら、挙手の上、発言をお願いいたします。</p>
飯塚委員	<p>すみません。飯塚です。パブリックコメントの4番、挨拶文の関連という所で、多分ここに書いてあることで十分だとは思いますが、一般の方がこれを見た場合、やはり同じ疑問が起きると思いますので、欄外にでも重複を避けたという様な一文が入ったらいいのではないかと思います。</p>
議長	<p>今、意見がありましたけれども、お答えいただけますでしょうか？</p>
事務局（茂木）	<p>ご意見ありがとうございます。その様に検討させていただきたいと思います。</p>
議長	<p>やはり社協の代表をしている吉田信解さんという方がいて、本庄市長は吉田市長で、2人書くというのは確かに違和感があるのかなと思うのですが、ただ、「なんで社協は副会長になっているの？」という所は、確かに分からない人はすごい疑問に感じるかと思しますので、その様にお願いします。他にありませんか？</p>
栗原委員	<p>今の4番の所の代表者の吉田会長の方が書くのかという所で、重複をさせるというのは一般的ですけれども、根本的な要因として2つの代表者がそれぞれの立場になる様な言葉が、この挨拶の中に含まれる可能性というのは当然入っていると思うのですね。その二つの代表者同士が取引に引っ掛からない様に、あえてそれぞれの違う代表者を立てる方が良いという意味で、この書き方には賛成しているのですが、そこまで踏み込んで書く必要があるかどうか。重複を避けるということで市民の方に理解していただけるのであれば、それはそれでいいかもしれませんが、根本的な要因は同じだと取引に引っ掛かりますよということを確認していただけるかどうかということにあるのではないかと思います。</p>
事務局（茂木）	<p>ご意見ありがとうございます。確かに栗原委員さんがおっしゃる通りで、あえてそこまでの必要はないかなというのが事務局として今の段階での考えです。</p>
議長	<p>よろしいですか？他には皆さん、何かないでしょうか？もしないようでしたら、次に移らせていただいてよろしいでしょうか？</p> <p>次に次第3の2。平成30年度、本庄市地域福祉計画審議会答申について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局（井田）	<p>それでは、事務局の方から議事3の2の答申についてご説明をさせていただきます。皆さま、お手元に事前配布資料の④と当日配布資料の③の方をご用意いただければと思います。両方答申書の案でございます。</p> <p>④は事務局の方で答申書の案を作成させていただきました。こちらは事前配布させていただいたものについて、一度読ませていただいてもよろしいでしょうか？</p> <p>「答申書（案）、戦後、我が国において、高齢者・障害者・児童等の福祉関係</p>

法制度は個別分野ごとに発展して来ました。しかし、世界に類を見ない速度で進行する少子高齢化や、血縁・地縁等に代表される社会的な関係性の希薄化・脆弱化等の社会構造の変化に加え、それらの変化が顕在化させつつある複雑化・複合化した福祉課題には、現行の法制度のみでは十分に対応することができず、その運用において自治体独自の包括的な支援体系を構築することが求められています。

このたび、平成 29 年 7 月 28 日に当審議会に諮問のあった「第 2 期本庄市地域福祉計画（案）」の策定について、当審議会が 2040 年の本庄市に向けた長期的な展望の下、複雑化する市民の生活課題や地域そのものが抱える課題の発見と解決を円滑に行うことができる地域社会を目指し、個別分野の統合とフォーマルな支援とインフォーマルな支援が有機的に連携する、全世代・全対象型の「地域包括ケアシステム」の構築のため、慎重に審議、検討を重ねた結果、当該計画（案）は別添のとおり適切であると認め答申いたします。

なお、計画の推進にあたっては、当審議会での審議内容および基礎調査の結果、並びにパブリックコメントに寄せられた市民の意見等を十分に尊重するとともに、計画に掲げた計画進行管理組織を早期に設置し、市民主体の地域福祉の発展のため、最善かつ最大限の努力を賜りますようお願いいたします。」

以上の様な形で、答申書の方を作成させていただいたところでございます。こちらにつきまして、事前に栗原委員の方からご意見をいただいたところでございます。皆さま、当日配布資料の①の方をご用意いただければと思います。

先ほど、説明の方は後ほどさせていただくと言った部分でございますけれども、「(4) 答申書案についてという所で、「結果、当該計画案は別添のとおり適切であると認め、答申いたします。」「別添のとおり適切である」と記載すると、まず別添に適切な理由が記載されていると誤解されかねません。従い、「結果、添付されている当該計画案は適切であると認め、答申いたします。」という文章を提案いたします。」という所と、併せて「最後の 4 行、要望として抽象的であり、かつ簡略過ぎます。」ということで、計画の推進にあたってどの様に進めてくださいという部分について、ちょっと抽象的ではないかということでご意見をいただいたところでございます。審議会委員として、本素案が計画として確実に実行されることを強く希望しているということでご意見をいただきました。

提案文章といたしましては、最後の 4 行の途中、「十分に尊重するとともに」という所から棒線を引っ張ってあるところでございますが、「庁内総合相談・政策管理機能部署の設置に向け、その機能を十分に担える職員の育成を図り、活動計画の主体となる社協の体制強化に向けその財源の確保及び組織改革を支援し、この点を含めて計画に掲げた計画進行管理組織を来年中に設置し、有識者を含めた外部組織による計画に対する検証と提言を取り入れ、市民主体の地域福祉の発展のため、最善かつ適切な措置を講じますように要望いたします。」と

	<p>ということでご意見をいただいたところでございます。</p> <p>事務局の方でこのご意見を踏まえて、若干修正をさせていただきましたのが、本日配布させていただきました、当日配布資料の③でございます。栗原委員の方からございました部分2点、「別添のとおり」という箇所に対する記載についてと、最終行の4行に関して修正をしてはいかがかというところで意見をいただいたところでございますが、まず1つ目の「別添のとおり」という所に関しては、こちらは総合振興計画の答申書を参考に作らせていただいた部分でございます。そちらの方でその様な書き方をさせていただいたので、その形を踏襲させていただいているということでございます。また、最後の4行について、少し具体的に記載をさせていただきました。総合相談・政策管理機能部署の設置等、個別具体的な施策について書いてしまうよりも、むしろ包括的な書き方をさせていただいた方がよろしいのかなというふうに事務局としては考えておりました、今回、今日配布させていただいた資料、赤字で書かせていただいている部分でございますが、「包括的な相談支援体制の構築、計画推進体制の強化等、計画に掲げた施策を着実に実行するよう要望いたします。併せて計画の検証と進捗管理を適切に実施するため、計画進行管理組織を早期に設置し、市民主体の地域福祉の発展のため、最善かつ最大限の努力を賜りますよう要望いたします。」ということで、修正案を出させていただきたいというふうに考えております。</p> <p>本日この場でぜひ、答申書はそもそも事前配布をさせていただいた案と、それから栗原委員からご提出いただきましたご意見と、それに対する市の方の修正案と一応3つでございます。ですので、そちらの中からどういう形で答申書の方を作って行くのかということにつきましてもご意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。事務局の説明としては、以上とさせていただきます。</p>
議長	<p>皆さんより、それでは質疑がございましたら挙手の上、発言をお願いいたします。</p>
事務局（茂木）	<p>よろしいですか？社協の茂木でございます。この答申書につきまして、補足させていただきます。お手元の答申書では、本庄市地域福祉計画審議会の会長から本庄市長に答申する内容になっております。皆さんご存知の通り、本庄市地域福祉計画審議会は社協の地域福祉活動計画策定委員会も兼ねております。また、本庄市長は本庄市社会福祉協議会の会長も兼ねております。従いまして、実際に答申書を提出する際は本庄市地域福祉計画審議会・本庄市地域福祉活動計画策定委員会議長から本庄市長、本庄市社会福祉協議会会長に答申するというものにさせていただきたいと考えております。以上、よろしく願いいたします。また、ただいまの連名で答申させていただくということですので、内容につきましても大体真ん中辺になりますが、「第2期本庄市地域福祉計画（案）の策定について」という所も、地域福祉活動計画を追加させていただきたいと</p>



	考えておりますので、そういうことをご提案させていただきますのでよろしく お願いいたします。
議長	先ほど説明がありました。ちょっと1点だけ確認させてもらっていいでしょう か？上から3行目からですが、「計画進行管理組織を早期に設置し」というの は、先ほど説明があった機能集約センターの方だったかな。鈴木委員からの意 見でもあった部分、3年待ってくれという部分ということではよろしいでしょ うか？
事務局（井田）	「計画進行管理組織を早期に設置し」というのは、計画の推進体制の強化の 中に書かせていただいております、地域福祉審議会の設置を一応来年度中に行 うということで計画させていただいておりますので、それをなるべく早く設置 するというそういった趣旨でございます。
議長	分かりました。どなたか質疑等ありませんか？
岡芹委員	すみません。答申書の中で、下から6番目ぐらいの「全世代・全対象型の地 域包括ケアシステム」。これは、例えばこちらのプラン21の中から言うと、10 ページの説明に「地域包括ケアシステムの構築は医療・介護・介護予防云々の サービスが切れ目なく提供されるのが地域包括ケアシステムであって、下の方 へ行くと「全世代・全対象型」という言い回しは地域共生社会というふうに説 明されておりますので、地域包括ケアシステムという言葉を使うのであれば、 医療・介護、介護予防云々という言葉があつて、全世代対象型ということであ れば、地域共生社会ではないのかという質問です。
事務局（井田）	ご意見ありがとうございます。とすれば、その部分は地域共生社会という ように言わせていただくと、国の政策の方とも合致してまいりますので、その 様な形で修正をさせていただければと思います。
栗原委員	すみません。自分で書いた所の若干補足的なことになりますけども、先ほど 私の最初の「別添のとおり適切である」ということに関して、総合振興計画で この様な文章形式をされたということでご回答がありました。そもそもそつ ちが間違いではないかなと。これ、別添のとおり何々と言うと、別添に何か がある期待を読む人によっては出てきてしまう。同じここでは、別に異を唱えて いるわけではなくて、分かりやすい表現ということで、「添付されている当該計 画案は適切である」と言った方がよりすっきりすると思ひまして、自分はこの 文章というのを提案した次第で、ましてや総合振興計画であるから別添のと おりというのは、これを変更しない理由としては、なんか市役所の昔の使ったも のは変更しないという形式主義的な何とかにまだまだ囚われているのかな。だ いぶ努力して直していただいてきてはいるのですけど、普通に読むとやっぱり 読んだ瞬間、「別添に何か書いてくれるかな？」というのに、私はちょっとそう いうふうに解釈したものですから、この様な提案をした次第が上の文章の所 です。 それから、下の文章の4段の所というのは、自分の意見では、審議会委員と

	<p>してというのは、かなり今回の計画は練り上げられたものだとは自負しておりますし、それが計画のための計画で終わるのは良くないなど。この審議会意見だと、審議会は何を答申したのだと。どんなことを具体的にしていくのかというのが見えなくなってしまう恐れがあるということで、やはり審議会としては、委員の1人としては、やはり個別事項的なものを具体的に指摘しておいた方がよいのかなという自分の意見です。</p>
事務局（井田）	<p>おっしゃる通りです。大変耳の痛いご指摘ありがとうございます。ちょっと今、事務局の方で考えてみましたが、ことばをちょっと並べ替えさせていただいてちょっと読ませていただきますが、「慎重審議検討を重ねた結果、別添の当該計画は適切であると認め答申いたします。」という様な、そういう表現に修正をさせていただくというのはいかがでしょうか？</p>
議長	<p>いいでしょうかね？当該計画はこの答申ですね？</p>
事務局（井田）	<p>そうですね。</p>
議長	<p>これは栗原委員が言う通りのやり方でいいのではないのかなと思います。総振の時にはちょっと気付かなかった部分で。</p>
金井委員	<p>答申書を巡っての議論でございますけれども、改めて読んでみると若干の違和感があります。今の答申書の3段落目の最後の議論で、「別添のとおり適切であると認め、答申します」という所ですけれども。そもそも誰が誰に発信しているかと言うと、今審議会の会長が市長にということ。これは社協が加わるという事になると思いますけれども、その両名が市長に答申すると。つまり、3段落目の最後の答申ですが、その両名が適切であると認めると。作った本人が認めるというのは何かちょっと違和感があって、それよりも「別添のとおり、ふくしの杜ほんじょうプラン21（第2期本庄市地域福祉計画、第2期本庄市地域福祉活動計画）を答申いたします。」と、これで済むのではないのかなと思うのですけれども、本人が認める必要は、作った本人ですから、認める必要はないのかと思うのですけど、いかがなものでしょうか？</p>
議長	<p>実は私もそこ凄いい気になっていたところだったので、あえて止めたのですけれども、どうでしょうね？</p>
事務局（井田）	<p>その通りだと思います</p>
議長	<p>自分たちで作ったものを、これがいいよって認めたから答申しますってことになるので、なんか日本語としてちょっとおかしいのかなと思っていたのですが、どういうふうにしたらいいでしょう？</p>
事務局（井田）	<p>そうであれば、「慎重審議検討を重ねた結果、当該計画について別添のとおり答申いたします。」と言う形がシンプルになるのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか？</p>
栗原委員	<p>ちょっと待って。「別添のとおり答申します。」って、その「別添のとおり」というのが、何が別添なのかが抽象的なのです。だから今、金井先生がおっしゃった様な「別添のとおり何々」という具体的なものが出て来ないと。</p>

事務局（塩原）	金井先生のご意見のとおりに、計画の正式名所を入れる方が一番分かりやすいのかなと思いますので、その方向で修正をさせていただくというのでよろしいでしょうか？
議長	その様をお願いします。 他はどなたかおられませんか？質疑等ありましたらお願いします。よろしいでしょうかね。答申書の件につきまして、それでは意見を締め切らせていただきます。
事務局（井田）	最終段落の内容につきまして、事務局の方で本日、当日配布資料の参考ということで、赤字訂正をさせていただいた形でもよろしいでしょうか？
議長	はい。そして訂正したら、一応念のために皆さんにメールしていただきたい。これでいきますということで。それで皆さん、よろしいでしょうか？
全員	はい。
議長	それでは、ないようでございますので、質疑を締め切らせていただきます。次にその他といたしまして次第 4 の 1、その他事項、委員の皆さまから何かありますでしょうか？
事務局（井田）	事務局の方から 1 点ございます。皆さまの事前配布資料の中に、表紙の案を 2 種類入れさせていただきましたものを、ちょっとお手元にご用意いただければと思います。緑色の案と、ピンク色の案でございます。こちらの 2 案が、今回地域福祉研究所さんの方から計画書のデザインということで、2 案いただいたものでございます。こちら、どちらの案につきましても千本桜について、開花が十分ではないものではありますが、掲載をしているところでございます。本日、この表紙案について、皆さまの方からご意見をいただければなというふうに考えているところでございます。 緑の方の「ふくしの杜ほんじょうプラン 21」と書かれているものにつきましては、基本的には絵ですね。一般的な、比較的他市の自治体の地域福祉計画にもあろうというような形のデザイン案になってございます。こちらと、それからピンク色のはにぼんを配置していただいたものでございますが、こちらは千本桜の写真に併せて、計画の策定も 3 月に予定しておりましたので、時期的にも桜がいいかなという様ところがございまして、地域福祉研究所さんの方からいただいた案でございます。 こちらについて、2 案一応用意はさせていただいたのですが、委員の皆さまからどちらがいいという様なご意見をいただければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。 栗原委員の方から 1 点、こちらの表試案についてご意見がございました。緑色の案の方を見ていただきたいのですが、一番上の「第 2 期本庄市地域福祉計画・第 2 期本庄市地域福祉活動計画」という所の数字の「2」が、なんかボコッと上に上がっているのですね。一番下を見ると、「社会福祉法人本庄市社会福祉協議会」というのも結構太字で書かれているということで、こちらにちょっと

	違和感があるとご意見をいただいているところでございます。すみません。こちらの2案について、ぜひご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	その前にこの裏表紙の桜は、これは差し替えるのかな？もうちょっと咲いている桜に。これじゃちょっと、宣伝にも何にもならないと思うのだけど。
事務局（井田）	もっといい写真に替えます。
議長	ですよね。先ほど事務局の方からあったのですが、2案の中で皆さまどちらがいいかなということで、決めさせていただきたいと思うのですが、大体皆さん、どちらがいいというのは決まっているのでしょうか？どうでしょうか？本来はあといくつかあったそうなのですが、なかなかうまくできなかったそうなので、最終的に2案ということで出していただいたようです。どうでしょう？決まりましたか？皆さん。ちょっと時間置きますね。よく考えていただいて。最終的には挙手していただいてという形でよろしいでしょうか。
種村委員	私は緑の方。人というふうな部分でいいと思うのですが、皆さん健常な方ばかりで、ここに障害者も1人ぐらい入れてくれないかなという意見です。車椅子でもいいし。障害のある人もない人も含めて、お年寄りも妊産婦も全てというふうな意味合いで、もし入るのだったら緑の方にそういう方々を入れていただけるといいのかなという気がいたします。
議長	確かにもっともな意見だと思います。両方に入れてください。緑の方もピンクの方も、車椅子で乗っているはにぼん、そういうのも。緑の方は、車椅子に乗っている。
種村委員	赤ちゃんもね。
議長	他に皆さんありますか？先ほど緑の方で意見が出たので、ピンクの方ではどうですか？どうぞ。
飯塚委員	ここで決を採って、このまま進むわけですか？全く修正なしで進むわけですか？正直、ふくしの杜ということなので、私は緑がいいかなと思うのですが、はにぼんも入れたいなという思いもあるし、あと字体もやはりもう少し見直しと言うか、ちょっとなんかあんまりいい感じの字体ではないなという思いもあります。あと、やっぱり種村さんがおっしゃった様に、ここに車椅子なり、白杖なりが入ってくれたら、緑の方ももっと豊かな人の繋がりになるのではないかなというように思いました。ですので、どちらにしてももう少し修正なり、手を加えていただいた表紙に、もう少し修正して欲しいなというのが正直なところですよ。すみません。勝手に言いました。
議長	どうでしょう？もう少し、例えば先ほど指摘があった部分とか、またもうちょっとパッと見てイメージが湧くような、そういうふうにできますか？
事務局（井田）	コンサルの方と、今日来ていただいている事業者さんのまた別担当の方が、このデザインに関してはお願いをしている所なので、そちらとちょっとまた打ち合わせの方はさせていただきたいと思います。

議長	<p>まず今日は全く違う表紙が2種類出ていて、2種類とも表紙が違いますから、まずはどっちを採用するかということだけは今日決めさせていただいて、中身についてはこういうふうに変更しましたよということで、全ての方に送っていただくという形でよろしいでしょうか？</p> <p>それでは、ご協力お願いします。緑のこの表紙の方がいいという方、おりましたら挙手お願いします。それでは、緑の方を採用させてもらうという形に決定させていただきますので、よろしくお願いします。</p> <p>そしたら、先ほどの答申書とこの表紙、緑の部分をもう少し工夫を加えてもらって、なるべく早いうちに各委員に送ってもらえたらと思います。どうでしょうか？</p>
種村委員	<p>さっき会場から白杖をついている人なり、車椅子なりって話があるのですが、その白杖の場合、どこの漫画でもいわゆるサングラスを掛けた人が白杖をつくというのが、県の方でもみんなそういうふうな漫画を使うのですけれども、それはちょっと考えてください。盲人は全てサングラスを掛けているかという部分が。要するに、白杖とサングラスがいわゆる盲人の代名詞みたいな扱い方をされているというのは、凄く本人たちからすると不愉快と言うか、そういうふうな部分もあるので、白杖は白杖で現実的な物ですけれども、サングラスについては、あれは盲人の方がどこを見ているか分からないので、誤解を避けるために皆さん、別にサングラスをしているから盲人だというふうな、ちょっと固定観念をもうそろそろ排除して行く時代が変わって来ているのかなというように思うので、そういうふうな所だけは、特に私の方から一言だけ言っておきます。</p>
議長	<p>その様な意見です。もし白杖を持つ様なものも入れるのであれば、その様にしてくれということでございますので。どうでしょうね？車椅子だけでいいのでしょうかね？</p>
種村委員	<p>それはそれで、全ての人たちをということであれば、そこに妊婦さんがいてもいいでしょうしね。少なくともどうせ人間を描くのであれば、お年寄りから妊婦さんから障害者までというふうな、そういう特徴的なものを出すのであれば、それはそれで車椅子というのが特徴的ですから良いと思いますけどね。</p>
議長	<p>その様に、妊婦さんでも、もしいいイラストとかあれば、そういうのを入れてもらったり、車椅子の方も入れてもらったり、ちょっと工夫してください。</p> <p>そして、これはどのぐらいでメールできますかね？ちょっとお答えください。</p>
事務局（井田）	<p>それでは、来週中には送れるように。</p> <p>なかなかすぐというのが難しい場合もあるかなと思います。</p>
議長	<p>分かりました。他にはご意見ありますか？とりあえずこの答申書と表紙については、来週中にメールを送るそうでございますので見ていただいて、またそこで「いや、これじゃあ。」と言うのであれば、またやり取りしていただいて、意見としてまた聞いて、参考にできる部分があれば参考にしてもらえたらと思</p>

	<p>います。</p> <p>他、よろしいでしょうか？</p>
金井委員	<p>最後になるので一言。審議会が終わって、これから計画をどう実行するかについてちょっと質問と言うか、意見を述べさせていただきたいと思います。</p> <p>1 点は、これから計画を進めて行く際に、地域福祉審議会の設置が第一にあるかと思えます。こちらをなるべく早めに設置をしていただいて、計画を実行する体制を整えていただきたいと思います。この計画の中の 57 ページに基本戦略が書いてありまして、④で継続推進体制の発展強化の中で地域福祉審議会（仮称）を設置するというふうにあります。そして、これについて 3 つの施策がありまして、鍵括弧の中に、市の計画推進体制の強化と社協の機能強化と地域福祉財源の確保の施策がありますが、特に市の計画推進体制の強化については、これらがメインになってくるのかなというように思っています。つまり、この計画を推進するための、市役所の中の推進室のようなものを作っていか、あるいは機能集約センター的なものをどういうふうに組み立てるかということ、作業委員会などを設けて議論していかなければいけないというふうに思いますし。市の組織改正になりますと、これはまた条例改正などをして、議会で検討しなければいけない事項も出て来るわけでございますので、初年度であっても時間は限られているし、すぐにでも取り組んでいただきたいと思いますという事になると思います。これが 1 点でございます。</p> <p>2 点目は、せっかく作った計画ですから、多くの市民の方に見ていただいたり、触れていただいたり、内容を理解していただく必要があると思います。そのための工夫をしていただきたいと思います。例えば、概要版を作って多くの方に見ていただくとか、あるいは学習会などを開いて、この計画について理解を図るような場面を設定していただくということも必要かと思えます。その学習会の場合は、市民だけではなくて、例えば各種団体、今日お集まりの委員の皆さんが所属している団体も含めて、その団体でこの計画を自分たちはどう活用するのか。あるいは、自分たちの団体はこの計画のどこの部分を担って行けるのか、ということも議論を深めていただきたいと思いますというふうに思っています。あるいは、福祉の事業所もそうでして、介護系、障害系、様々あると思いますけれども、その事業所がこの計画でどういったことが担えるのかということも、この計画を学習する中で考えていただきたいと思います。ですから、そういった事を 1 年、2 年積み重ねて行くと、計画の評価にもなって来るかなと思いますので、ぜひそういう取り組みも進めていただければと思います。</p> <p>3 点目ですけれども、ちょっと先ほど意見を申し上げたところで申し訳ないのですが、タイトルが今回、「ふくしの杜ほんじょうプラン 21」というふうになりまして、この杜という字にこだわっているのであれば、やっぱりここをどう表現しているのかという事になると思います。私もちょっとよくこの字についてはあんまり存じ上げなくて、ネットなんかで調べると、御神木とか鎮守の</p>

	<p>森とかっていうものがまず出て来るのですね。つまり、福祉というものを皆で育てて見守って行くという、なんかそういう意味合いがあるのかなと言うふうに思って。単純に森林の杜というだけではなくて、皆で育むという所もなんかあるのかなという感じがしまして、その辺のイメージも表紙に少し反映していただけると良いのかなと思ひまして、以上3つ、これだけ進める際のご提案を申し上げたいと思います。以上でございます。</p>
議長	<p>貴重な意見をありがとうございます。どうでしょう？審議会設置からダイジェスト版、表紙の杜の絵について。</p>
事務局（井田）	<p>貴重なご意見をありがとうございます。金井委員の方から今いただいたご意見について、まず来年度に地域福祉審議会を設置するのは早期に行っていくという予定で、今事務局の方でも進めているところではございますが。併せてこれは施策の中にも書かせていただいておりますけれども、庁内総合相談支援や、機能集約センターを設置していくにあたってのプロジェクトチームの設置を予定しているところでございます。ですので、地域福祉推進の母体と言いますか、具体的に進めて行くための組織というのも併せて考えているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ぜひその場の議論等にも、金井委員の方にも加わっていただければと考えているところですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>また、この計画自体を地域の方々に伝えて行くという部分は、事務局としても非常に大切な事だと考えているところでございます。今、事務局の方で概要版については作成を進めているところでございます。ちょっとまだ完成版については作れていないところではあるのですが、これも年度明け、できるだけ早い段階で全戸配布を考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。併せて、地域福祉懇談会は毎年開催を予定しております。次世代地域づくり会議と、昨年度学生を対象に行ったもの。あれについても、一応毎年度実施をして行くということで、計画の方を作らせていただきました。そこにあたっては、今ご意見があった通り、地域の関係諸団体、本当に今回審議会としてお集まりいただいている皆さんの団体を含めてお声掛をけさせていたきたいというふうに思ひますので、奮ってご参加いただければと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。杜についても、もちろんデザインはこちらをベースに考えていきたいと思ひますけれども、今いただいたご意見も踏まえて、やはり「杜」ということば自体には「やしろ」という意味もあるというように聞いておりますので、やはり地域の中心的なイメージもあるかと思ひます。ですので、そういったものもデザインの中で踏み込んでいければいいのかなと思ひますので、ちょっとこちらについてはデザインを改めて検討させていただきますので、よろしくお願ひいたします。以上です。</p>
議長	<p>よろしいですか？他にはよろしいですか？答申する日は前言いましたっけ？</p>

事務局（井田）	こちら答申の日付については、3月27日を予定しておる所でございます。市役所の方で行ってまいります。一応、広瀬会長と岡芹副会長の方に出席いただくことを予定しておりますので、会長、副会長、よろしくお願いいたします。
議長	他に皆さんよりございますか？よろしいでしょうか？それでは、ご意見等はない様でございますので、これを持ちまして全ての議題を終了し、議長の名を下ろさせていただきます。本当に皆さま方におかれましては、長い間大変お世話になりました。お陰様でいいものができましたので。また残すところあと表紙の問題もありますので、どうぞメールが届きましたら目を通していただいて、意見がありましたらできるだけ早いうちに意見を出していただけたらと思います。ぜひ、私と岡芹副会長に一任いただいて、皆さんの意見を参考にできる様にしていきたいと思いますので、一任という形でよろしくお願いいたします。長い間大変お世話になり、ありがとうございました。
事務局（塩原）	それでは、長時間にわたりご審議していただきありがとうございました。また長い期間、計画の策定に携わっていただきましてありがとうございます。計画は作った後、これからが本番かなと思っております。その後も実現に向けて取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは閉会を岡芹副会長、よろしくお願いいたします。
岡芹委員	金井委員のまとめを始め、会長さん、そして課長さん、ここ閉会のことばだと思っておりますけれども、本当に長期に渡り委員の皆さま方、お忙しい中お集まりいただきありがとうございました。また本庄市、そして市の社協職員の皆様お疲れさまでございました。大変だったと思いますが、良い計画ができたと思います。ただ、目標の実現から行きますとプランは緒についたところでございます。これからが勝負という事でございますので、ぜひその後の計画の実行ですね。そして評価とサイクルをきちんとやって、市民のためとなる計画ということでございますので、ぜひ今後とも参加の委員の皆さま方、これで終わりではありません。ぜひ今後とも見守っていただきたい。協力して行くということでご支援いただきまして、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもお疲れさまでございました。

以上